

第三節 商人の活躍

第一項 西町の祭礼

西町の権現宮 江戸時代の西町は西新町・二番（二丁目）から四番（四丁目）までと、万町の五つの組に分かれる。東町が江ヶ室の八幡宮を氏神とするのに対し、西町では権現宮を氏神として祀った。社が南崎（南崎町 津地方法務局亀山出張所跡）にあったことから、江戸時代の絵図では、南崎権現と書かれることもある（写真70）。この権現宮は「九々五集」によれば、三社権現であり、この三社とは、熊野の本宮・新宮・那智を指す。よって江戸時代では、熊野権現と呼ばれる場合もある。ま



写真70 亀山城主板倉家中屋敷割絵図にみる南崎権現とその周辺

(亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書66-0-204)

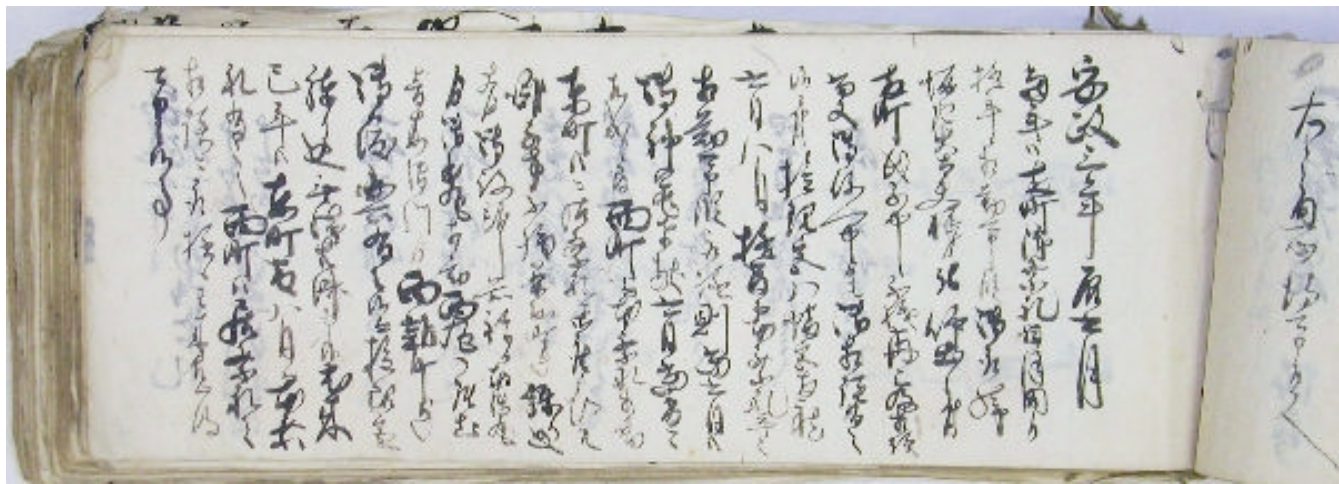


写真71 「万町覚書帳」安政3年（1856）6月の記事にみる
西町南崎権現・東町八幡宮の本祭礼（万町自治会文書10）

た関氏が亀山城主であった頃は野尻村（野尻村）の高野御前宮・羽若村の八幡宮と共に御城鎮守三社の一つであり、以降江戸時代では、亀山城の守り神として位置づけられてきた。

では、実際の権現宮の祭礼はどのようなものであっただろうか。記録として残るのは、文政十二年（一八二九）から天保八年（一八三七）までを記した「御用諸事留帳」（亀山市歴史博物館坂下民芸館資料）中の記述と、嘉永七年（一八五四）以降の万町（西町）の祭礼が記録されている覚書（万町自治会文書一〇 以下「万町覚書帳」という）が確認でき、他では、数年にわたって書き記された、武士である天野錦洞斎の日記数冊（亀山市歴史博物館所蔵天野家文書）の中に若干の記録がのこっている。

権現宮祭礼の変遷

「御用諸事留帳」中の年中行事の記載によれば、祭礼は元来、正月に五穀成就ごこくじようじゆのための御鋤神事みくわしんじんじをしていたのが、享保十九年（一七三四）六月も行うようになり、十四日・十五日に氏子が寄り合つて夜籠よこもりをし、御神酒を飲み提灯を灯し神事を勤めるようになったとある。また、同史料には「西町権現宮祭礼にしまちごんげんぐうさいじつの儀ぎは、六月十四日・十五日両日あいさだまり相あひさだまり定おりもうしそろうり居お申り候う」とあり、おそらくこの頃に祭礼日を六月十四日・十五日と定めたとと思われるが、天保三年（一八三二）には夜宮よみやを九日、十日は神輿の錬り廻りと、さらに変更している。しかしながら、「万町覚書帳」からは、嘉永七年以降明治四年（一八七一）迄

の約二〇年間に於いて、實際に六月九日・十日に祭礼を行つたのは七回しか確認できない。つまり、一応の祭礼日は定めていたものの、諸事

情により結果的にはこの通りにならなかつたのであろう。

では、この諸事情とはなにか。例えば、「万町覚書帳」の元治元年（一八六四）と翌慶応元年（一八六五）に次ぎのように事情が書かれている。

（元治元年）

とうねんことのほかごようごつうこうたぶん
当年殊之外御用御通行多分二付九月迄延引、すなわちいさいれい則居祭礼、

（慶応元年）

ごしんぱつごつうならびにごきちゆう
当年は御進発御通行并殿様御忌中二付右霜月迄延引二相成、みぎしもつきまでえんいん あいなり

このうち、元治元年は公武合体を目的として、翌慶応元年は長州征討の許可を得るために、何れも將軍徳川家茂が上洛のため東海道を通行している。將軍が通行するということは、必然的に往還の掃除など普通以上に大忙しとなり、加えて慶応元年は、亀山藩主石川保之助（ふさなが総脩）が閏五月六日に逝去し、藩主が逝去すると、町方へ殺生・鳴物停止等の触が出されることから、このような要因が祭礼の延期や自粛につながっている。

とのさまごびようきごようじようかなわせられず
殿様御病氣御養生不被為叶、先月晦日寅刻過御逝去被遊あさばされそうろう候

二付、

おおせいだされそうろう
左之通被仰出候、

一諸殺生鳴物停止、ちようじ諸事穩便可相慎事、あいつつしむべきこと

一普請等之儀御三七日差扣可申事、さしひかえもうすべきこと

一町方諸職人之儀は、来ル十三日迄諸事穩便可致候、いたすべきこと

一魚鳥商売之者、五十日之内御家中へ入申間敷事、はいりもうすまじくこと

又

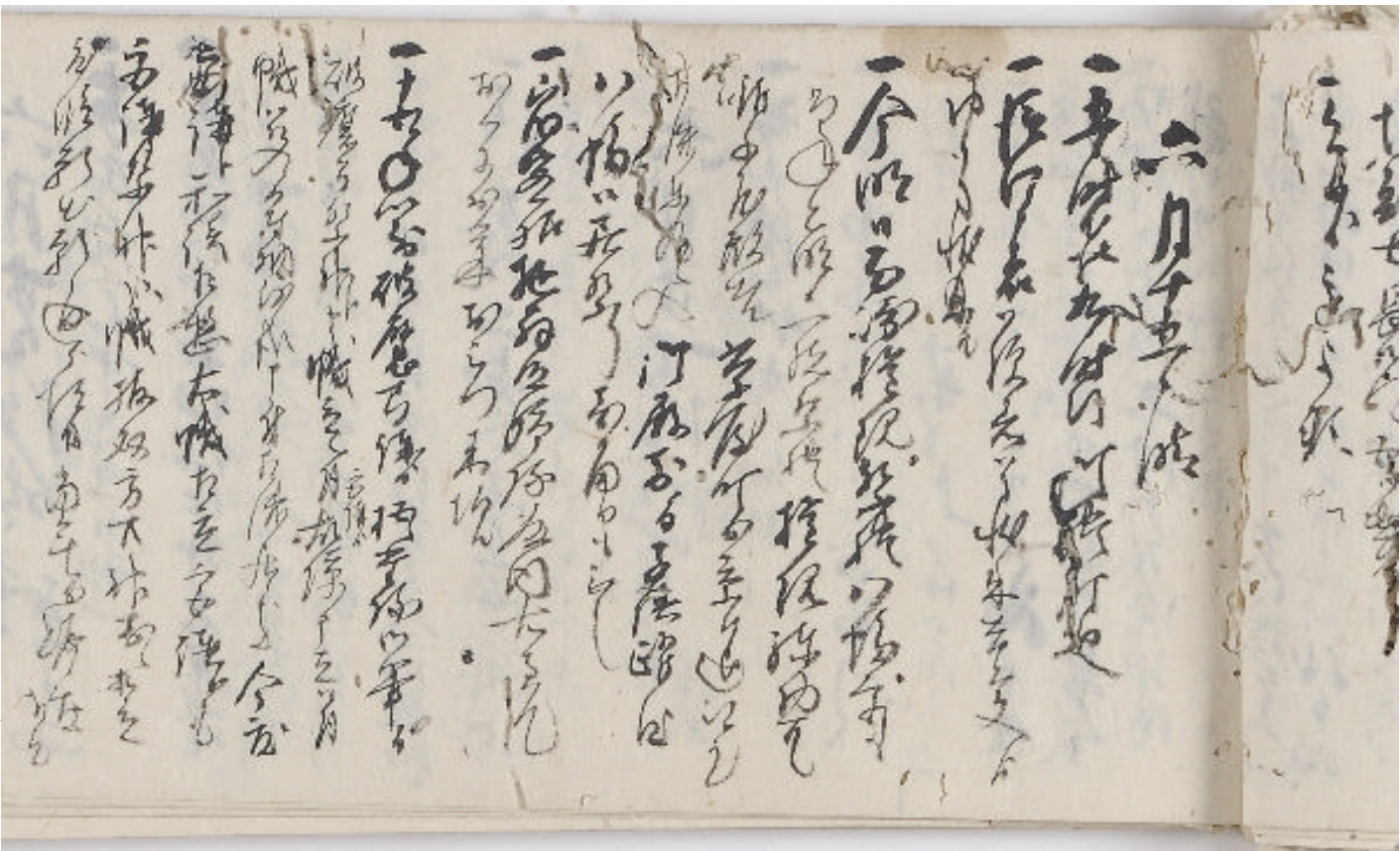


写真72 錦洞齋日記にみる南崎権現・八幡祭礼記事部分

(亀山市歴史博物館所蔵天野家文書37-17-1)

嘉永七年以
後、安政三年
(一八五六)

には宿方取締
堀池央太夫よ
り東町・西町
へ祭礼を隔年
にするよう仰
せ出され、両
町の氏子中で
協議した結
果、権現宮は
六月、八幡宮
は八月を祭礼
日とし、隔年
で本祭礼をす
ることが決定

した。また、本祭礼の時は神輿で町内を練り廻り、居祭礼いさいれいの時
は宮地内のみでの祭礼となる。居祭礼の時に神輿を出したとし
ても御殿周りを廻るのみにとどめている。この安政三年の本祭
礼を御神鬮くぐりで決めた結果、最初は西町が本祭礼の年となった。
したがって、この年は、西町が行列をなして練り廻り、東町地
内の茶屋町から囃子と神輿を練り始め、御役所↓東丸↓本丸↓
西丸↓青木門↓西新町↓権現宮(南崎)の順に廻った(写真71)。
行列が東町からスタートしたのは、おそらく居祭礼となった東
町への配慮であろう。このことについては、天野錦洞齋の日記
(亀山市歴史博物館所蔵天野家文書三七・一七・一 写真72)
にも同様の記述がのこされている。

和暦	西暦	祭礼日	本・居祭礼	宮鑄付	饗応	御役所代参
安政3	1856	6月15・16日	本祭礼	二丁目	三丁目	三丁目
安政4	1857	8月19・20日	居祭礼	三丁目	四丁目	(四丁目)
安政5	1858	6月15・16日	本祭礼	四丁目	万町	(万町)
安政6	1859	6月9・10日	(居祭礼)	万町	西新町	西新町
万延元	1860			西新町	二丁目	二丁目
文久元	1861	6月9・10日	(居祭礼)	西新町	二丁目	二丁目
文久2	1862	6月9・10日	居祭礼			
文久3	1863	6月9・10日	居祭礼	四丁目	万町	万町
元治元	1864	6月9・10日	居祭礼	万町	西新町	西新町
慶応元	1865	11月20・21日	(居祭礼)	西新町	二丁目	二丁目
慶応2	1866	6月9・10日	居祭礼	二丁目	三丁目	(三丁目)
慶応3	1867	6月18・19日	居祭礼	三丁目	四丁目	(四丁目)
慶応4	1868	8月15・16日	居祭礼		万町	
明治2	1869	6月18・19日	本祭礼			
明治3	1870	6月15・16日	居祭礼			
明治4	1871	11月17・18日				

表27 権現宮の祭礼日及び役割割当番一覧 「万町覚書帳」(万町自治会文書10) より作成した。

(安政三年六月十五日条)
 一 今明日南崎権現祭礼、八幡宮も当年今明日一緒祭礼、権現練物ねりもの
これありそうろう
 有之候、噺子屋形出ル、茶屋町ちやう京口迄、江ヶ室御済、東丸
こどもおどりをいたす
 へ入、御殿前二而子供躍致、八幡八居祭りいまつ、寄角力も無之候、
よせずもう
これなくそうろう
 (安政四年八月十九日条)
 一 江ヶ室八幡宮祭礼練物ねりもの有之候、九ツ過江ヶ室ちやう東丸へ鍊込、
 西丸ちやう青木御門へ出ル、南崎権現も祭礼、是ハ居祭り、
 (亀山市歴史博物館所蔵天野家文書二七・一七・一)

「万町覚書帳」には、「安政四年巳八月居祭礼、十九日・廿日本祭礼東町番」とあり、祭礼日については、安政三年の取り決めの中で、毎年両町を同日にすると決められたかどうかまではわからないが、少なくとも安政三年（一八五六）・同四年（一八五七）においては、本祭礼の町の祭礼日に合わせて、それぞれの町が祭礼を挙行している。結果的に、この安政三年の取り決めについては、最初の数年間はこの通りに運んでいたようであるが、実際は前述の諸事情も絡んでか、権現宮の祭礼については、ほとんどが居祭礼で済ませている。（表27）

神輿の城内通行

先述の通り、本祭礼の神輿行列は、城内を通行している。このことについて、「御用諸事留帳」の記録には次ぎのように記されている。

一権現社神輿練り子供御城内御通之事、（延享二年）延享乙丑とし被 仰付、
但し文化七年迄六拾六年成ル、

つまり、神輿行列が初めて城内を通行したのは、石川家が二度目に亀山へ入部した翌年の延享二年のことであり、城主総慶の意向によるもので、文化七年の城主石川総佐の時まで続いた。その後、安政三年・四年においても西町・東町共に祭礼行列が城内の通行をしていることから、文化八年以降、一旦城内通行は中止されていたが、いずれかの時点で復活したものと推測できる。なお、この城内の通行は西町の時も東町の時でも東丸から入り、本丸を通過して青木門から出るという同じルートを通っている。

このように、城の鎮守であった権現宮は、城主にとって重要な社であった。万治三年（一六六〇）秋には石川昌勝が社殿その他を修復、絵馬を寄進（山田木水『亀山地方郷土史』第二巻一〇九頁）、文化十二年六月に行われた普請のための遷宮の際

には、石川総佐が願主となり、西町役人の願い出は不要としている。このことから、権現宮が西町の氏神でありながら、城にとつても重要な役割を果たしていたといえよう。

よりあそばされ

これをねがわれ

一権現社御普請御上様およばず被遊、神主大久保氏被願之、西町

役人願二ハ不及候事、

提灯献灯 現在、亀山地域では、祭りの夜に玄関に献灯などと書かれた提灯を灯す風習がある。この提灯について
ごようしよじとめがき
「御用諸事留書」に次ぎのような記載がある。

両町中家々挑灯始り之事

一寛政十二申六月と町中家々挑灯灯申候、是は下地と六月十四日斗之所、此年と両夜二成ル、

つまり、西町では、享保十九年（一七三四）に祭礼を六月十日・十五日に行うようになって以降、寛政十一年（一七九九）までは六月十四日のみ提灯を灯していたが、翌十二年（一八〇〇）からは両日とも町中の家々で灯すようになり、これが、町中で提灯を灯すようになったルーツと考えられる。

祭礼時の役割分担 祭礼は前日に砂持ち・若連中提灯・宮跡掃除・草刈り・太鼓釣り・檀尻だんじりつ釣り・幟の杭埋け等の準備をし、祭礼当日には行列の各世話や夜中の檀尻番等、それぞれが役割を担う。役割書によれば、檀尻釣りや檀尻夜中番などは、人手不足であったのか菅内村（菅内町）などからも人を雇っている。

また、安政二年（一八五五）には役割の一つに「若者宿」わかものやどとあり、おそらくは祭礼時に若連中メンバーが一軒の家に集まって過ごしたのであろう。この若連中については実際にどのような役割を担っていたのか、規約等を記す資料は見つかっていないが、一般的に若者組とよばれる組織機能が西町にも存在し、

祭礼においては必要不可欠な存在となっていたのであろう。その他、同安政二年の本祭礼における行列書（表28）によれば、行列に要した人員は、約一七〇人を越えており、明治五年（一八七二）の「明細帳」（徳川林政史研究所蔵X五六、一二五、三三）に、西町は家数一八三軒とあることから、ほぼ全戸参加の大祭礼であったと考えられる。あわせてこの行列書からは、各組に一台ずつの若者囃子屋形（檀尻）があつたこともわかり、檀尻がいつの時点で無くなったかは定かではないが、万町覚書中で最後に檀尻の文字がみられるのは明治九年である。

並び順	役割	役割内訳	人数	備考
	上組町印		1	
	子供囃子方	袴着	4	
		笛	8	
		太鼓	4	
		摺鉦	10	
	四丁目印・万町印		2	
	子供囃子方	袴着世話	4	内、万町子供7人は檀尻へ繰り上げ手踊りを勤める
		笛	6	
		太鼓	4	
		摺鉦	9	
	西新町狸の作り物引き		1	
	手踊り		3	
	西新町若者囃子屋形（檀尻）	袴着世話	4	曲目：八千代獅子初段
		笛	2	
		小鼓	1	
		太鼓	2	
		琴	1	
		小弓	1	
		三味線	3	

表28 安政2年における本祭礼時の行列役割と人数

- ・但し人数未記載のものは、一人として記載及び計算した。
- ・「丁目」「町」は原文通りに表記した。
- ・万町自治会所蔵の覚書帳より作表した。

並び順	役割	役割内訳	人数	備考	
	万町囃子屋形 (檀尻)	袴着	4	踊り子、屋形の前にて踊りいたし他若者勤める	
		笛	2		
		小鼓	1		
		太鼓	2		
		三味線	3		
		摺鉦	1		
		茶弁当老荷	1		
	正一位龜山権現宮儀 (2本)		2	持人：北谷	
後		鉦 (2本)	2	持人：北谷	
		正一位号大鉦	1	持人：仕出し方	
		獅々	1	仕出し方より	
		御太刀	1	神主より	
		櫛	1	神主より	
		御幣	1	神主より	
		神主	1		
		袴着世話人	2	五町世話人	
		御神輿	袴着世話	10	1町より2人ずつ
			釣人	10	1町より2人ずつ
			力者	5	1町より1人ずつ
		町役人・町代ども		不詳	
		御出役様方		不詳	
		合計	171		

並び順	役割	役割内訳	人数	備考
	二丁目若者囃子屋形 (檀尻)	袴着世話	4	曲目：四ツの袖
		笛	2	
		小鼓	1	
		太鼓	2	
		三味線	3	
		摺鉦	1	
			三丁目若者囃子屋形 (檀尻)	
		袴着世話	4	
		笛	2	
		小鼓	2	
		太鼓	2	
		三味線	2	
		摺鉦	2	
	四丁目若者囃子屋形 (檀尻)	袴着世話	4	
		笛	2	
		小鼓	1	
		太鼓	2	
		三味線	3	
		摺鉦	1	
	万町手踊り子供		5	演目：うかりざとみ・雨乞小町女太夫
	万町手踊り子供			

明治期の権現宮 権現宮は明治になると合祀により、南崎から別の場所へと移っていく。

(前略) 文化八年氏子願ニ依テ正一位神 宣下有、神位記ニ告正一位亀山社奉制書云々、旧号亀山権現ト称、来明治元年亀山かめやま皇太神こうたいしんト改称、同四年旧亀山県々社并同県第一区郷社ト被定、同六年三重県第六大区一五之小区郷社ニ被定、

(三重県神社庁所蔵 「鈴鹿郡合祀済神社名細帳」)

この経緯として、まず、明治元年(一八六八)に皇太神と改称、明治四年(一八七一)に郷社格となる。「万町覚書帳」にも、明治四年六月十八日に遷宮とあるが、この時点では他の社との合祀はなく、社殿の位置はそのままであった。明治五年(一八七二)の「明細帳」(徳川林政史研究所所蔵)から、この時期の権現宮を推測すると、西町における山神社を除く神社は「皇大(ママ)神社」と「志婆加支神社」の二ヶ所と記されていることからも、皇太神社と改称していることは間違いないであろう。

その後亀山では、明治三十九年(一九〇六)の合祀勅令によつて明治四十年(一九〇七)と四十一年(一九〇八)に合祀ラツシユが訪れ、皇太神社と改称した権現宮も明治四十一年に亀山神社へ合祀され、現在に至る。

明治四十一年八月十五日

臨時祭役割

本年ハ亀山神社へ合祀ニ付例祭ヲ延期シ御遷座式ト併セテ臨時祭ヲ挙行シタリ、(後略)

(「万町覚書帳」)

なお「名細帳」にある志婆加支神社とは、片角森かたつのもり、もしくは角森つのもりと呼ばれた場所(御幸町 亀山駅構内)にあった神社で、祭神

は建御雷神であるが、祭礼日を始め、詳細については不明である。江戸時代には片岡大明神や片岡神社と呼ばれ、皇太神社（南崎権現）に合祀され、最終的に亀山神社へ合祀されたとされているが、「鈴鹿郡神社明細帳」（三重県神社庁所蔵）の亀山神社の祭神に建御雷神は記されておらず、ただ亀山神社で現在まで続いている「麦の強飯」の神事の由来のみが、志婆加支神社の亀山神社への合祀をものがたっている。